

埼玉県議会議員控室接遇業務及び議事堂警備業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領

1 目的

埼玉県議会議員控室接遇業務及び議事堂警備業務委託について、委託事業者からのプロポーザル（企画提案）により、委託事業者の業務遂行能力や見積額等を総合的に審査し、最も適格な事業者を選定する。

2 企画提案書の提出を求める事項

(1) 企画提案書の提出を求める業務の名称

埼玉県議会議員控室接遇業務及び議事堂警備業務

(2) 就業場所

埼玉県議事堂（さいたま市浦和区高砂3-15-1）

(3) 委託期間

令和5年9月1日から令和9年5月31日まで

ただし、翌年度以降において、埼玉県の歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 業務内容

別紙「業務委託共通仕様書」「埼玉県議会議員控室等接遇業務特記仕様書」「埼玉県議会議事堂警備業務特記仕様書」のとおり

(5) 前回契約額（参考）

134,400,000円（税抜）（R1.6.1～R5.5.31）

※ 本業務には別途予定価格が定められており、「埼玉県議会議員控室接遇業務及び議事堂警備業務に関する企画提案書」（第2号様式）に記載される「見積額」が予定価格以内である場合に審査への参加及び契約を可能とする。「見積額」が予定価格を超える場合は審査を行わない。

3 企画提案書を提出する者に必要な資格

企画提案書を提出することのできる者は、(1)～(9)までに掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。

(3) 本件の企画提案書等の提出から契約先候補者の決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生計画、又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者はこの限りではない。

- (6) 令和5・6年度埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の業種区分「建築物の管理に関する業務」のA等級に格付された者のうち、営業品目（大分類）が「管理業務」かつ「運転業務」、営業品目（小分類）が「人間警備」かつ「電話交換」に登録された者であること。
- (7) 過去5年以内に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）又は地方公共団体（埼玉県が出資する指定出資法人を含む。）が所有し、又は管理する施設の接遇（受付・電話交換）業務または人間警備業務を履行した実績があること。
- (8) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (9) 会社法に規定された親会社及び子会社など資本関係又は人的関係がある者同士が、本プロポーザルには参加していないこと。参加が確認された場合はいずれも無効とする。

4 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類
①「埼玉県議会議員控室接遇業務及び議事堂警備業務に関する公募型プロポーザル」企画提案書等の提出について（第1号様式）
②埼玉県議会議員控室接遇業務及び議事堂警備業務に関する企画提案書（第2号様式） ※ 企画提案書作成にあたっては、フォントを10.5ポイント以上としてください。 また、自社制作のリーフレットなど資料を添付しても構いません。
③接遇（受付・電話交換）業務・人間警備業務に係る履行実績書（第3号様式） ※ 過去5年以内に埼玉県内において、国又は地方公共団体が所有し、又は管理する施設の接遇（受付・電話交換）業務・人間警備業務を履行した実績を記載してください。
④接遇（受付・電話交換）業務・人間警備業務に係る履行実績を有することを証明できる書類 ・ 契約を証明する書類 （例）契約書の写し等（契約の相手先、契約期間、請負金額、業務内容がわかる部分） ・ 履行を証明する書類 （例）発注者が交付した検査結果通知の写し等
⑤会社概要（会社案内、パンフレット等）
⑥個人情報の保護や業務上知り得た秘密の漏洩防止に関して、会社の内部規定がある場合はその写し。 従業員との間に情報保護に関する契約等がある場合はその様式の写し。
⑦危機管理マニュアル等がある場合はその写し。 従業員への周知方法及び周知時期が記載されたものがある場合はその写し。

(2) 提出方法

電子メール、持参、郵送のいずれかで「(3) 提出先」に送付すること。

・電子メールの場合

電子データの容量が10MByte（メール本文含む）を超えるものは、本県側で受け取ることができないため、別途県に送付方法について相談をすること。

・持参、郵送の場合

紙資料は8部提出すること。

企画提案書は必ず電子データも提出すること。

※ 受付期限までに紙資料が届いていれば、受付期限内の提出として扱うが、
8月4日（金）までに電子データを提出すること。

(3) 提出先

・電子メールの場合

以下のメールアドレスあてに提出すること。なお、件名は以下とする。

メール送信後に必ず到達確認の電話をすること。

(メールアドレス) a6210-02@pref.saitama.lg.jp

(メールの件名) 【提案書等】 接遇・警備業務委託

(電話) 048-830-6221

・持参・郵送の場合

埼玉県議会事務局総務課管理担当

(住所) 〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 (議事堂1階)

(4) 提出期限

令和5年8月3日(木)(必着)

※提出後における企画提案書の追加及び変更は認めない。

5 プレゼンテーションの実施

(1) 日 時 令和5年8月10日(木)(詳細な時間については別途通知する。)

(2) 場 所 埼玉県議会議事堂1階 総務課分室

(3) 出席者 参加者は3名以内とする。

(4) 実施方法 プレゼンテーション20分以内、質疑応答は概ね30分とする。

(5) その他 プロジェクター、スクリーン等の使用は認めない。

6 契約先候補者の決定

埼玉県議会議員控室接遇業務及び議事堂警備業務委託に係る委託候補事業者選定委員が、プレゼンテーション後、審査基準に基づき、業務実施、業務の質の確保及び業務従事者の安定的・継続的配置、個人情報保護及び秘密保持に関する対応、危機管理体制、SDGsへの取組、適正な見積額等を評価・採点し、総合点が最も高かった提案者を契約先候補者(以下「候補者」という。)に決定する。

7 審査結果

(1) 審査結果は、全ての提案者に電子メールで通知する。

(2) 審査経緯は公表しない。

(3) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

8 契約の相手方の決定方法

候補者と業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が整った場合は、候補者から改めて見積書を

徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

なお、候補者の辞退や協議が整わない場合及び当該候補者が契約を締結するまでの間に、3に定める条件に該当しなくなった場合は、当該候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、総合点が2番目に高かった者を新たに候補者とし、改めて協議を行う。

9 公募型プロポーザルに関する質問

質問は、「埼玉県議会議員控室接遇業務及び議事堂警備業務に関する公募型プロポーザルについての質問票（第4号様式）」により、令和5年7月21日（金）までに、電子メールにより、埼玉県議会事務局総務課管理担当まで提出すること（提出先は、4（3）参照）。

質問に対する回答は、令和5年7月26日（水）までに県ホームページに掲載する。

10 その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提案のための費用は、提案者の負担とする。
- (3) 契約の相手方は、契約保証金として、契約金額に契約保証金の率（100分の1以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (4) 提出書類に虚偽の記載がある場合は、失格とする。
- (5) この公募型プロポーザルに係る一連の手続き及び契約等に関する手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (6) 提出された書類等は、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77条）に基づき開示する場合がある。

11 問い合わせ先

埼玉県議会事務局総務課管理担当

TEL 048-830-6221

FAX 048-830-4921

E-mail a6210-02@pref.saitama.lg.jp